

令和7年度 公認四段位・五段位審査会 実施要項

1. 日 時 令和7年11月2日(日) 午前9時00分～午後5時00分
2. 会 場 日本空手道会館 〒135-0057 東京都江東区辰巳1-1-20 TEL03-5534-1951
交通案内：東京メトロ有楽町線「辰巳駅」下車 1番出口より徒歩5分
3. 資 格 (1) 四段 公認三段取得後2年以上 満20歳以上(審査当日現在)
(2) 五段 公認四段取得後3年以上 満25歳以上(審査当日現在)
但し、過去において受審実績のある者は当該段位を受審することができる。
4. 受 審 料 (1) 四段 25,000円 (合格者登録料 30,000円)
(2) 五段 26,000円 (合格者登録料 40,000円)
5. 審査項目 (1) 形 全空連指定形1つ 及び「空手競技規程の得意形リスト」に記載の形1つ
(2) 組手 **自由組手2試合** ※満65歳以上の受審者は**約束組手**も可
(注) 65歳未満でも適正な理由(医師診断書)がある場合は**約束組手**も可(事前承認必須)
6. 申込方法 (1) 受審を希望する者は、次の必要書類に受審料を添えて各都県連盟に申し込む。
【必要書類】 ①**全空連所定の受審申請書**(上段余白に受審実績の年月日・会場を記入)
写真と全空連会員証のコピーを貼付
※「全空連会員証のコピー」によって公認三、四段位の取得を証明できない場合は
免状の写し(A4版)を必ず添付すること。
②返信用定形封筒(長形3号12×23cm) ※110円切手を貼付し返信先の宛名を
明記
(2) 各都県連盟は、受審申請書を取りまとめ、別紙「受審者一覧表」と「集計計算書」を
作成し、**各都県連盟で申し込む。** また、受審料の**総計金額を振込む。**
※振込手数料は各都県連で御負担願います。
7. 送 付 先 群馬県空手道連盟 事務局次長 竹渕裕介
〒370-3511 群馬県高崎市金古町1391-5
携帯電話：090-6791-1206
E-mail：takebuchi3965@city.takasaki.gunma.jp
8. 申込期限 令和7年10月1日(水) 必着
9. 注意事項 (1) 参加者は都県や流会派のマークは消すこと
(2) 審査を終えた受講者は速やかに順次解散する
(3) 組手用具一式の用意(拳サポーター・メンホー必須) 他の防具は推奨するが任意
10. 日 程 9:00～ 17:00 形・組手審査(昼食時間・休憩・2コート設営)
(昼食は各自で用意してください。ゴミは必ず持ち帰りください。)
11. 問い合わせ先 群馬県空手道連盟 事務局次長 竹渕裕介
〒370-3511 群馬県高崎市金古町1391-5
携帯電話：090-6791-1206
E-mail：takebuchi3965@city.takasaki.gunma.jp

公益財団法人 全日本空手道連盟 日本空手道会館



〒135-0053 東京都江東区辰巳 1-1-20 Tel.03-5534-1951 fax03-5534-1952

アクセスマップ



東京メトロ有楽町線「辰巳駅」下車、1番出口より徒歩5分

※東京駅-（JR山手線）→有楽町-（東京メトロ有楽町線）→辰巳（所用時間、約20分）

※羽田空港-（京浜急行）→品川-（JR山手線）→有楽町-（東京メトロ有楽町線）→辰巳（所用時間約50分）

◇付録

A. 公認初段・2・3 段位審査要領

1 審査の形式

形、組手の2種類の実技試験とする。形の審査から実施する。

段 位	形	組 手
初段位	指定形 1 つ	自由組手 1 試合
二段位	指定形 1 つと得意形 1 つ	自由組手 2 試合
三段位	指定形 1 つと得意形 1 つ	自由組手 2 試合

(注) 受審者に特段の事情がある場合は、実施団体が承認した場合のみ自由組手に替えて約束組手を実施することができる。申請を希望する受審者は、実施団体に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

2 審査員等の構成

3 級資格審査員以上 5 名とし、そのうち 1 名を審査長とする。各都道府県連盟、競技団体で資格審査員が 5 名に満たない場合は、所属する当該地区協議会又は全空連に審査員を派遣申請する。

3 実技試験の評価

- (1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に 2 点、1 点、0 点を付け、総合判定する。
- (2) 審査長は資格審査会終了後速やかに 5 人の審査員の得点の合計を算出し、得点の合計を算出し、下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	備 考
合 格	7 点以上	
不合格	実技試験合計点が 6 点以下は不合格とする。	

- (3) 審査長は判定会議終了後合格者名簿を全空連に提出できるよう所定の事務処理を行う。
- (4) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

4 実施上の留意点

- (1) 2 段、3 段審査の形は連続して演武する。
- (2) 得意形は、全空連空手競技規程の得意形リストに記載されているものとする。
- (3) 自由組手においてはマットを使用するなど安全面に十分配慮する。全空連指定メ

ンホーなど安全具を使用してもよい。

- (4) 審査長が受審者に特段に配慮すべき理由があると認めた場合は、自由組手に代えて約束組手を実施することができる。
- (5) 自由組手における組手技術を円滑に審査するため、全国組手審判員又は地区組手審判員を活用する。
- (6) 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を適宜確保し、ベルで終了を合図する。
- (7) 自由組手は年齢ができるだけ近いもの同士、男女別を実施することを原則とする。
- (8) 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取り扱いについて審査員で協議する。
- (9) 少年段位も一般段位の審査要領に準ずる。

B. 公認 4・5 段位の審査要領

1 審査の形式

- (1) 形、組手の 2 種類とする。形の審査から実施する。

段 位	形	組手
四段位	指定形 1 つと得意形 1 つ	自由組手 2 試合
五段位	指定形 1 つと得意形 1 つ	自由組手 2 試合

- (注) 受審者に特段の事情がある場合は、全空連が承認した場合のみ自由組手に替えて約束組手を実施することができる。申請を希望する受審者は、実施団体に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

2 審査員等の構成

全空連から派遣された資格審査員 5 名（審査長は 1 級資格審査員）とする。

3 実技試験の評価

- (1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に 2 点、1 点、0 点を付け、総合評価する。
- (2) 資格審査会終了後速やかに 5 人の審査員の得点の合計を算出し、下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計
合 格	7 点以上
不合格	実技試験が 7 点未満は不合格とする。

- (3) 審査長は判定会議終了後合格者名簿を全空連に提出するための事務処理を行う。
- (4) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員

は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて可否を判定する。

4 実施上の留意点

- (1) 得意形は、空手競技規程の得意形リストに記載されているものとする。
- (2) 組手の審査にあたっては、マットを使用するなど安全面には十分配慮する。
- (3) 自由組手は、年齢ができるだけ近いもの同士、男女別を実施することを原則とする。
- (4) 自由組手の審判員は安全確保のため、全国組手審判員又は地区組手審判員有資格者とする。
- (5) 形又は自由組手が特段に優れている受審者には、評価をつける際に配慮する。
- (6) 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取り扱いについて審査員で協議する。
- (7) 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を確保しベルで終了時間を知らせる。

C. 公認6段位審査可否判定要領

1 審査の形式

- (1) 実技試験（形、組手とし、形の審査から実施する。）

形	組手
指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合

(注) 受審者に特段の事情があると全空連が認めた場合は、自由組手に替えて約束組手を行うことができる。申請を希望する受審者は、全空連に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

- (2) 筆記試験

2 審査員の構成

全空連から指名された資格審査員7名とする。

3 実技試験の評価

- ①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合評価する。
- ②7人の審査員の総合判定の得点の合計を算出する。

4 筆記試験の配点

100点満点

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	筆記試験
合格	11点以上	80点以上
合格	12点以上	79点から70点は実技試験の点数から1点を引く。
合格	10点	90点以上は実技試験に1点加点する。
不合格	実技試験が9点以下、あるいは筆記試験が69点以下の場合は不合格とする。	

(注1) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

6 実施上の留意点

- ① 得意形は、空手競技規定の全空連得意形リストに記載されているものとする。
- ② 自由組手は、年齢ができるだけ近いもの同士、男女別を実施することを原則とする。
- ③ 形又は組手が特段に優れている受審者には、評価を付ける際に配慮する。
- ④ 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取扱いについて審査員で協議する。
- ⑤ 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を確保しベルで終了時間を知らせる。

D. 公認7段位審査合否判定要領

1 審査の形式

(1) 実技試験

形2つ(指定形1つ、得意形1つ)を行う。形の分解と応用を行うことがある。

(注) 形は、空手競技規定の指定形リスト及び全空連得意形リストに記載されているものとする。

(2) 筆記試験

2 審査員の構成

全空連から指名された資格審査員 7 名とする。

3 実技試験の評価

- ① 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に 2 点、1 点、0 点を付け、総合評価する。
- ② 7 人の審査員の総合判定の得点の合計を算出する。

4 筆記試験の配点

100 点満点

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	筆記試験
合格	11 点以上	80 点以上
合格	12 点以上	79 点から 70 点は実技試験の点数から 1 点を引く。
合格	10 点	90 点以上は実技試験に 1 点加点する。
不合格	実技試験が 9 点以下、あるいは筆記試験が 69 点以下の場合は不合格とする。	

(注 1) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

E. 公認 8 段位審査合否判定要領

1 審査の形式

(1) 実技試験

形 2 つを行う。形の分解と応用を行うことがある。

(注) 形は、空手競技規定の指定形リスト及び全空連得意形リストに記載されているものとする。

(2) 筆記試験

小論文

2 審査員の構成

全空連から指名された資格審査員 7 名とする。

3 実技試験の評価

- ① 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に 2 点、1 点、0 点を付け、総合評価する。
- ② 7 人の審査員の総合判定の得点の合計を算出する。

4 筆記試験の評価

小論文の評価を「秀（90 点以上）」、「優（80 点台）」、「良（70 点台）」、「不可（70 点未満）」とする。

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験評価	筆記試験（小論文）評価
合格	11 点以上	「秀」、「優」
合格	12 点以上	「秀」、「優」、「良」
審議（注 1）	10 点	「秀」、「優」
不合格	実技試験が 9 点以下、あるいは筆記試験が「不可」の場合は不合格とする。	

（注 1） 審議にあたっては、審査長は立会人の意見を求めることができる。その後審査員で合否を再度審議し、審査員の過半数の合意が得られた場合は合格とする。

（注 2） 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

（注 3） 11 点以上の合格者がいない場合のみ、10 点の者を審議対象として、審議を行うことができる。